

25 大気第 270 号
平成 25 年 7 月 11 日

社団法人愛知県建設業協会 殿

愛知県環境部大気環境課長
(公 印 省 略)

一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーの追加について（通知）

平成25年7月8日付けで環境省水・大気環境局大気生活環境室から、別添のとおり、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーの追加について連絡がありました。

なお、これらの建設機械を使用する作業については騒音規制法第14条の規定による届出は必要ありませんが、県民の生活環境の保全等に関する条例第46条の規定に基づく届出が必要となりますので御留意ください。

担 当 調整・生活環境グループ(石川)
電 話 052-954-6214 (ダイヤルイン)
F A X 052-953-5716
E-mail taiki@pref.aichi.lg.jp

